

同窓會規則

第一章 名 稱

第一條 本會は上田蠶絲専門學校同窓會と稱す

第二章 組 織

第二條 本會は上田蠶絲専門學校本科卒業生並に選科修業生を以て組織す

第三章 目 的

第三條 本會は母校との連絡を計り會員相互の親睦を厚うし併て蠶絲業の改良發達を計るを以て目的とす

第四章 事 務 所

第四條 本會の事務所は本部を上田蠶絲専門學校に支部を各府縣に置く但し必要に應じ支部の分合を行ふ事を得

第五章 事 業

第五條 本會は第三條の目的を達する爲め左の事業を行ふ

一、總會及支部會の開設

二、刊行物の發行

三、其他必要と認めたる事項

第六章 役員

第六條 本會に左の役員を置く

本部幹事若干名 支部委員若干名

幹事及委員は會務を處理す

第七條 幹事の改選は總會に於て委員の改選は支部會に於て之を行ひ卒業生中校友會役員は同窓會幹事を兼ねるものとす

第八條 本會は其の目的を遂行する爲め必要と認むる時は幹事會の決議を経て會費を徵收する事を得

第九條 規則改正は總會の決議を要す

附則 支部會の規則は別に之を定む